横監公示第１００２号
令和５年３月１５日

「令和５・６・７年度　支援船の定期検査、年次検査及び修理等」の
契約希望者募集要項（公募）

「令和５・６・７年度　支援船の定期検査、年次検査及び修理等」の契約について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公　募　実　施　権　者）
契　約　担　当　官　等
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長　宮　﨑　孝　彦

記

１　調達品目
「別紙のとおり。」

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
（５）令和０４・０５・０６年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提

出できる者

（６）当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までに有することができる者

ア　修理基盤を横須賀警備区内（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県愛知県、三重県のいずれか）に有していること。

イ　上架が可能な設備

ウ　乗員が待機できる陸上施設

エ　ＦＲＰ製船体の補修塗装及び、木工技術を有すること。

オ　不具合発生時における、迅速かつ継続的な対応態勢

（７）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入もしくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

３　参加表明書及び技術資料等の提出

（１）応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア　「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

イ　前項２に示す資格要件を証する書類

ウ　会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

エ　下請企業に役務の一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第２項（６）に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。

ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。

（ア）同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、横須賀地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおり。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。

（イ）過去５年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（ウ）過去５年以内に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変

更があった部分の技術資料をもって代えることができる。

（エ）他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（２）複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

（３）提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

〒２３８－００４６

神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地

０４６－８２２－３５００（内線２２５５）

（４）提出期間

令和５年３月１５日（水）～令和５年３月２７日（月）

なお、上記の期間に係わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、この場合、当該公募に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

（５）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（６）提出部数

参加表明書、技術資料共２部

ただし、会社の財政状況・経営成績を証する書類について１部のみの提出とする。

４　技術資料等の審査等

（１）　技術資料等の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊横須賀造修補給所の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（２）技術資料等の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊横須賀造修補給所の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

５　応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

6　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てすることができる。

ア　窓口：海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

イ　時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前８時から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7　応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（１）　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

（２）　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（３）　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

（４）　資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（５）　提出資料は、原則として返却しないものとする。

（６）　提出書類は、他の目的に使用しない。

（７）　提出資料の内容に変更が生じた場合は、応募者は速やかに変更の届出をしなければならない。

（８）　公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（９）　資料の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

（10）　調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

別紙様式

【　記　入　例　】

○○．○○．○○

契約担当官等
横須賀地方総監部経理部長　殿

○○○○㈱
代表取締役社長　○○　○○
代理　○○○○㈱
○○　部　長　○○　○○㊞

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

横監公示第○○号（５．○．○）

番号	艦種	排水量（載貨重量） ｔｏｎ	募集区分			備　考
			定検	年検	修理等	
◆	○△○◆△○	○◆△	○	○	○	

（注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。）

添付書類：１　資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
２　○○○○（横監公示第○○号（○○．○○．○○）において提出済）
３　○○○○○○

別　紙

対象支援船及び検査・修理区分

番号	艦種	記号	所属	排水量（載貨重量）ton	船質	船体寸法等の標準（単位：m）（全長×幅×深さ×喫水）	その他の特徴	区分		
								定検	年検	修理等
1	えい船	ＹＴ	横警	260	鋼	28.4 × 8.6 × 3.5 × 2.5	旋回式推進装置２基	○	○	○
2	えい船	ＹＴ	横警	260	鋼	31.0 × 8.6 × 3.6 × 2.3	旋回式推進装置２基、後方排気	○	○	○
3	えい船	ＹＴ	横警	50	鋼	17.0 × 4.8 × 2.4 × 1.2	旋回式推進装置２基	○	○	○
4	水船	ＹＷ	横警	(310)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.7	推進器２軸	○	○	○
5	油船	ＹＯ	横警	(270)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.6	艦船燃料用、推進器２軸	○	○	○
6	油船	ＹＯ	横警	(490)	鋼	46.5 × 7.8 × 3.8 × 2.9	艦船燃料用、推進器２軸	○	○	○
7	油船	ＹＧ	横警	(270)	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.6	航空燃料用、推進器２軸	○	○	○
8	運貨船	ＹＬ	横警	(50)	鋼	27.0 × 7.0 × 2.6 × 1.0	推進器２軸	○	○	○
9	運貨船	ＹＬ	横警	(200)	鋼	34.0 × 13.0 × 2.5 × 1.0	非自走式	○	○	○
10	交通船	ＹＦ	横警	9	ＦＲＰ	13.5 × 3.8 × 1.7 × 0.6	人員用、推進器２軸	○	○	○
11	交通船	ＹＦ	横警	25	鋼	17.0 × 4.3 × 2.2 × 0.1	車両搭載可、推進器２軸	○	○	○
12	交通船	ＹＦ	横警	6	ＦＲＰ	11.0 × 3.2 × 1.6 × 0.6	人員用、推進器１軸	○	○	○
13	交通船	ＹＦ	父基分	5.3	ＦＲＰ	11.0 × 3.2 × 1.5 × 0.5	人員用、推進器１軸	○	○	○
14	交通船	ＹＦ	館空基	6	ＦＲＰ	11.0 × 3.2 × 1.6 × 0.6	人員用、推進器１軸	○	○	○
15	廃油船	ＹＢ	横警	(100)	鋼	17.0 × 5.2 × 2.5 × 2.0	非自走式	○	○	○
16	カッター	Ｃ	横教	1.5	ＦＲＰ	9.0 × 2.5 × 0.8 × 0.4	無機力	／	○	○
17	伝馬船	Ｔ	横教	0.3	ＦＲＰ	5.8 × 1.6 × 0.6	無機力	／	○	○
18	伝馬船		横教	0.3	ＦＲＰ	5.7 × 1.7 × 0.7	無機力	／	○	○
19	水中処分母船	ＹＤＴ	横警	300	鋼	46.0 × 8.6 × 4.0 × 2.2		○	○	○
20	特別機動船	ＳＢ	横警	1.9	ＦＲＰ+ゴム	7.2 × 2.7 × 高さ1.18	ゾディアック製	○	○	○
21	特別機動船		横警	1.9		7.5 × 2.9 × 高さ1.20	ニシエフ製	○	○	○
22	交通船	ＹＦ	横警	13	ＦＲＰ	15.0 × 4.2 × 1.9 × 0.7	人員用、推進器２軸	○	○	○

注）
1　番号20及び21については、必ずしも上架設備を必要としない。
2　番号20及び21については、所属の異なる同型船を含むものとする。